



鳴商第282号の1  
令和7年10月30日

徳島県知事 殿  
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦  
(担当課：商工政策課)

株式会社クスリのアオキ(大規模小売店舗「クスリのアオキ大麻店」)の届出  
に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について(回答)

令和7年9月26日付け企第256号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田119番地1ほか

2 意見

事項(項目)名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 カ 経路の設定等
意見の内容	・県道に接する店舗出入りの明確な表示と、駐車場内通路の車両の進行表示を示し、駐車場内での交通事故が発生しないよう対策を講じること。
理 由	県道沿いの大規模小売店舗ということもあり、多くの方が車や自転車、徒歩で来店されることが予想されるため、店舗敷地内への出入り口や駐車場内で交通事故が発生しないよう分かりやすい進行表示を行っていただきたいため。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)



鳴商第282号の1  
令和7年10月30日

徳島県知事 殿  
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦  
(担当課：商工政策課)

株式会社クスリのアオキ(大規模小売店舗「クスリのアオキ大麻店」)の届出  
に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について(回答)

令和7年9月26日付け企第256号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田119番地1ほか

2 意見

事項(項目)名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (2) 廃棄物に係る事項等 イ 廃棄物等の運搬や処理について
意見の内容	・ 廃棄物処理法を遵守し、事業活動に伴って排出される廃棄物については、自己(事業者)の責任において適切に処理すること。
理 由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び鳴門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、本市における廃棄物を適正に処理することにより、住民の生活環境を保全するため。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)



鳴商第282号の1  
令和7年10月30日

徳島県知事 殿  
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦  
(担当課：商工政策課)

株式会社クスリのアオキ(大規模小売店舗「クスリのアオキ大麻店」)の届出  
に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について (回答)

令和7年9月26日付け企第256号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田119番地1ほか

2 意見

事項(項目)名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 ア 騒音問題に対応するための対応策について
意見の内容	・騒音規制法・徳島県生活環境保全条例などの法令並びに条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠意を持ってこれに適切に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。
理 由	条例に基づき近隣の住環境に配慮しなければならないため。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)



鳴商第282号の1  
令和7年10月30日

徳島県知事 殿  
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦  
(担当課：商工政策課)

株式会社クスリのアオキ(大規模小売店舗「クスリのアオキ大麻店」)の届出、  
に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について(回答)

令和7年9月26日付け企第256号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田119番地1ほか

2 意見

事項(項目)名	1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見の内容	・分別の徹底により廃棄物を低減させ、再資源化を図ること。
理由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び鳴門市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、本市における廃棄物を適正に処理することにより、住民の生活環境を保全するため。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)



鳴商第282号の1  
令和7年10月30日

徳島県知事 殿  
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦  
(担当課：商工政策課)

株式会社クスリのアオキ(大規模小売店舗「クスリのアオキ大麻店」)の届出  
に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について (回答)

令和7年9月26日付け企第256号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリのアオキ大麻店

所在地 鳴門市大麻町板東字西山田119番地1ほか

2 意見

事項(項目)名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (3) 街並みづくり等への配慮等 ウ その他街並みづくり等への配慮に関すること
意見の内容	・近隣農地における営農について支障が無いよう配慮すること。 ・事業地からの排水等において、近隣農地、農業用施設(農業用排水路・農道等)に支障が生じることの無いよう適切な処置、管理を行うこと。又、支障が生じた場合には、速やかに関係者へ連絡し、届出者の責任において支障を取り除くこと。 ・事業地からの排水管理について、適時、地元土地改良区との連絡調整のもと、適切な排水管理を行うこと。
理 由	当該店舗の敷地が農地に隣接しているため。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)